

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 81

告

示

目次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (職員事務課)	68
○特定調達契約に係る入札の公告..... (環境・エネルギー室)	69
○家畜伝染病検査の命令 (3件)..... (畜産振興課)	70
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	73
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	73
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	73
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	73
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	73
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	73
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (維持管理防災課)	74
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (都市環境課)	74

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (4件).....	74
-----------------------------	----

道企業管理規程

○北海道営工業用水道供給規程の一部を改正する規程.....	76
-------------------------------	----

道選挙管理委員会公表

○釧路地域北海道議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	76
---	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	76
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	76
○特定調達契約に係る入札の公告.....	77
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	78
○特定調達契約に係る入札の公告.....	79
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	80

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則.....	80
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	81

北海道告示第172号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 北海道庁物品託送業務 (各単位当たりの単価)
- (2) 調達予定数量 メール便 84,910個、宅配便 82,260個

2 落札を決定した日

平成31年3月1日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 佐川急便株式会社
- (2) 住 所 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地

4 落札金額

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) メール便 全国 300グラム以内 | 65円 |
| (2) メール便 全国 600グラム以内 | 65円 |
| (3) メール便 全国 1キログラム以内 | 65円 |
| (4) 宅配便 北海道 2キログラム以内 | 400円 |
| (5) 宅配便 北海道 5キログラム以内 | 400円 |
| (6) 宅配便 北海道 10キログラム以内 | 400円 |
| (7) 宅配便 北海道 20キログラム以内 | 700円 |
| (8) 宅配便 北海道 25キログラム以内 | 700円 |
| (9) 宅配便 関東・信越以北 2キログラム以内 | 700円 |
| (10) 宅配便 関東・信越以北 5キログラム以内 | 700円 |
| (11) 宅配便 関東・信越以北 10キログラム以内 | 750円 |
| (12) 宅配便 関東・信越以北 20キログラム以内 | 800円 |
| (13) 宅配便 関東・信越以北 25キログラム以内 | 1,500円 |
| (14) 宅配便 その他 2キログラム以内 | 700円 |
| (15) 宅配便 その他 5キログラム以内 | 700円 |
| (16) 宅配便 その他 10キログラム以内 | 750円 |
| (17) 宅配便 その他 20キログラム以内 | 800円 |

- (18) 宅配便 その他 25キログラム以内 1,500円
- (19) 宅配便 東京23区航空便 2キログラム以内 800円
- (20) 宅配便 東京23区航空便 5キログラム以内 1,500円
- (21) 宅配便 東京23区航空便 10キログラム以内 2,000円
- (22) 宅配便 東京23区航空便 20キログラム以内 2,250円
- (23) 宅配便 東京23区航空便 25キログラム以内 2,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年1月18日付け北海道告示第27号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部人事局職員事務課収発・集中処理グループ
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第173号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 乗用自動車 7台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成31年7月18日（木）
- (4) 納 入 場 所 北海道本庁舎前駐車場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成31年3月15日（金）から同年4月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階経済部会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室）

- (2) 入 札 日 時 平成31年4月25日（木）午前10時（送付による場合は、同月24日（水）までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名 称 及 び 数 量 自動車の交換 17台

- (2) 予 定 時 期 平成31年4月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(5)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5320

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car (Passenger Cars) 7
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 25, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than April 24, 2019)
- C Contact : Office of Environment and Energy, Bureau of Industrial Promotion,
Department of Economic Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome,
Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5320

北海道告示第174号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成31年3月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 牛のヨーネ病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

南 幌 町	平成31年4月8日から同年7月26日まで
千 歳 市	平成31年4月1日から同年6月14日まで
積 丹 町	平成31年4月1日から同年6月30日まで
厚 真 町	平成31年4月1日から同年5月17日まで
洞 爺 湖 町	平成31年4月15日から同年6月7日まで
新 冠 町	平成31年6月17日から同年12月20日まで
上 川 町	平成31年5月7日から同年7月31日まで
美 深 町	平成31年4月1日から同年6月28日まで
羽 幌 町	平成31年5月7日から同年7月31日まで
天 塩 町	平成31年8月19日から同年11月29日まで
浜 頓 別 町	平成31年4月1日から同年6月28日まで
湧 別 町	平成31年4月1日から同年8月30日まで
興 部 町	平成31年4月1日から同年9月30日まで
西 興 部 村	平成31年4月1日から同年6月28日まで
鹿 追 町	平成31年4月1日から同年6月21日まで
更 別 村	平成31年7月1日から同年9月6日まで
大 樹 町	平成31年4月1日から同年6月7日まで
釧 路 市	平成31年8月5日から平成32年3月31日まで
標 茶 町	平成31年4月15日から平成32年3月31日まで
根 室 市	平成31年4月1日から同年6月30日まで
別 海 町	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
中 標 津 町 同	

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
栗山町	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
美唄市	平成31年4月8日から同年7月26日まで
千歳市	同
積丹町	平成31年4月1日から同年6月14日まで
登別市	平成31年4月1日から同年6月30日まで
豊浦町	平成31年4月1日から同年5月17日まで
新冠町	平成31年4月15日から同年6月7日まで
愛別町	平成31年6月17日から同年12月20日まで
上川町	平成31年5月7日から同年7月31日まで
美深町	同
遠別町	平成31年4月1日から同年6月28日まで
浜頓別町	平成31年4月22日から同年6月28日まで
湧別町	平成31年4月1日から同年6月28日まで
興部町	平成31年4月1日から同年8月30日まで
西興部村	平成31年4月1日から同年9月30日まで
士幌町	平成31年4月1日から同年6月28日まで
鹿追町	平成31年5月7日から同年7月12日まで
芽室町	平成31年4月1日から同年6月7日まで
釧路市	平成31年5月27日から同年8月2日まで
標茶町	平成31年8月5日から平成32年3月31日まで
根室市	平成31年4月15日から平成32年3月31日まで
別海町	平成31年4月1日から同年6月30日まで
中標津町	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 牛のヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
愛別町	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
上川町	平成31年5月7日から同年7月31日まで
美深町	同
天塩町	平成31年4月1日から同年6月28日まで
帯広市	平成31年7月1日から同年8月30日まで
音更町	平成31年4月1日から同年8月30日まで
士幌町	同
上士幌町	同
新得町	同
清水町	同
芽室町	同
幕別町	同
池田町	同
足寄町	同
浦幌町	同
釧路市	同
標茶町	平成31年8月5日から平成32年3月31日まで
標茶町	平成31年4月15日から平成32年3月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

4 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

由 仁 町 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 新 得 町 平成31年6月3日から同年11月22日まで 清 水 町 平成31年4月1日から同年9月13日まで (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏 (4) 実施の方法 ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 イ 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。 5 腐^そ蛆病 (1) 実施の目的 腐蛆病の発生予防のため (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日 実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) 札 幌 市 平成31年4月1日から同年6月28日まで 北 広 島 市 同 (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群 (4) 実施の方法 ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。 北海道告示第175号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家さん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては飼養羽数が10羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、当該家さんについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のための検査を受けることを命ずる。 平成31年3月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日	実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) 北 海 道 一 円 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施の区域内で飼育する家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの 4 実施の方法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。 北海道告示第176号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。 平成31年3月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 実施の目的 牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日 実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日) 北海道一円。た 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで だし、奥尻町、羽幌町大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町並びに札文町を除く。 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく届出があった牛の死体又は家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が伝達性海綿状脳症を対象として指定した症状を呈したために同項の規定に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。 4 実施の方法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
--	--

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成31年3月6日、空知川上流土地改良区の定款の変更を認可した。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（風連東第3地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成31年3月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第179号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第181号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成31年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩内町役場の掲示場に掲示し

た。

平成31年 3 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成31年北海道告示第152号
- 2 所在が不明な者 工藤 英雄

北海道告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 知床公園羅白線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
目梨郡羅白町共栄町16番3地先（道路敷地）から 同郡羅白町共栄町22番1地先（道路敷地）まで	前	14.12mから 15.38mまで	50.00m	—
	後	14.57mから 15.38mまで	50.00m	—

北海道告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成31年 3 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施 行 者 の 名 称 石狩市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・2・401号花川通）
- 3 事 業 施 行 期 間 平成30年 6 月29日から平成31年 3 月31日まで
- 4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 変更なし

総合振興局告示及び振興局告示

北海道宗谷総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年 3 月15日

北海道宗谷総合振興局長 朝 倉 浩 司

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
デジタルカラー複写機等の賃貸借 1台

- (1) カラーコピー 1,600枚
- (2) カラープリント 1,900枚
- (3) モノクロコピー 3,800枚

- 2 落札を決定した日

平成31年 3 月4日

- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 ノグチ事務機株式会社
- (2) 住 所 稚内市末広4丁目1番23号

- 4 落札金額に係る契約金額

- (1) 基本料金 月額 25,500円
- (2) 複写料金 カラーコピー 1,000枚まで 1枚当たり 20.0円
1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 20.0円
3,001枚以上 1枚当たり 20.0円
カラープリント 1,000枚まで 1枚当たり 18.0円
1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 18.0円
3,001枚以上 1枚当たり 18.0円
モノクロコピー 1,000枚まで 1枚当たり 3.5円
1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 3.5円
3,001枚以上 1枚当たり 3.5円

- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

平成31年 1 月18日付け北海道宗谷総合振興局告示第2号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 稚内市末広4丁目2-27

北海道十勝総合振興局告示第51号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年 3 月15日

北海道十勝総合振興局長 三 井 真 1 落札に係る物品等の名称及び数量 複写機 1台 2 落札を決定した日 平成31年2月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社曽我 (2) 住 所 帯広市西15条南28丁目1番地8 4 落札金額 216,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年1月18日付け北海道十勝総合振興局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局告示第52号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年3月15日 北海道十勝総合振興局長 三 井 真 1 落札に係る物品等の名称（1台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 カラー複合機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）の供給を含む。）一式 その3 2台及び1台1月当たり モノクロ1,600枚、カラー4,000枚 2 落札を決定した日 平成31年2月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地 4 落札金額 (1) 基本料金 100円 (2) 複写料金 モノクロ1.78円、カラー10.0円	5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年1月18日付け北海道十勝総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局告示第53号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年3月15日 北海道十勝総合振興局長 三 井 真 1 落札に係る物品等の名称（1台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 カラー複合機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）の供給を含む。）一式 4台及び1台1月当たり モノクロ3,200枚、カラー7,400枚 2 落札を決定した日 平成31年2月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ウィンザーコンサル (2) 住 所 札幌市北区麻生町5丁目5番2号 4 落札金額 (1) 基本料金 6,900円 (2) 複写料金 モノクロ0.54円、カラー5.3円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成31年1月18日付け北海道十勝総合振興局告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地 道 企 業 管 理 規 程
--	--

北海道営工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成31年 3月15日 北海道公営企業管理者 浦 本 元 人 北海道企業管理規程第3号 北海道営工業用水道供給規程の一部を改正する規程 北海道営工業用水道供給規程（昭和42年北海道企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。 第21条中「100分の108」を「100分の110」に改める。 附 則 1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。 2 この規程の施行の日前から継続して工業用水の供給を受けている者に係る料金であって、同日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するものについては、この規程による改正後の北海道営工業用水道供給規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	(2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号 4 随意契約に係る契約金額 1月当たりの単価 396,468円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局告示第37号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成31年 3月15日 北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成31年3月15日に一般競争入札の公告を行う北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約 (2) 資 格 北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道七飯養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上運行業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。 (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ
道 選 挙 管 理 委 員 会 公 表 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、平成30年10月28日執行の釧路地域北海道議会議員補欠選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び釧路支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成31年 3月15日 北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁渡島教育局告示第30号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成31年 3月15日 北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 サーバその他 52台 2 随意契約の相手方を決定した日 平成31年 2月27日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社	(2) 契 約 平成31年3月15日に一般競争入札の公告を行う北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約 (2) 資 格 北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道七飯養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上運行業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。 (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ

届け出ていること。

(3) 連絡してから北海道七飯養護学校に1時間30分以内に到着できること。

(4) 次の仕様を満たした貸切りのバス4台を同時に運行できること。

ア 座席数 45席以上（補助席を除く。） 3台

イ 座席数 27席以上（補助席を除く。） 1台

ウ 添乗員 2名

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成31年3月15日（金）から同月20日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電話番号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月15日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量

北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約

ア 5号線コース（1日3便） 101日

イ 5号線コース（1日2便） 102日

ウ 産業道路コース（1日2便） 203日

エ 五稜郭コース（1日3便） 101日

オ 五稜郭コース（1日2便） 102日

カ 北斗市コース（1日3便） 101日

キ 北斗市コース（1日2便） 102日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成31年北海道教育庁渡島教育局告示第37号に規定する北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階401号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成31年3月26日（火）午後2時（送付による場合は、同月25日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成31年2月8日付け北海道教育庁渡島教育局告示第11号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

- (2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Chartered school bus with a driver course 5gosen (3 times a day) 101 services, 5gosen (2 times a day) 102 services, course Sangyodoro (2 times a day) 203 services, course Goryokaku (3 times a day) 101 services, Goryokaku (2 times a day) 102 services, course Hokutoshi (3 times a day) 101 services, Hokutoshi (2 times a day) 102 services

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 26, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 25, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月15日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成31年3月15日に一般競争入札の公告を行う北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約
(2) 資 格 北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道函館養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上運行業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
(2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
(3) 連絡してから北海道函館養護学校に1時間30分以内に到着できること。
(4) 次の仕様を満たした貸切りのバス2台を同時に運行できること。

ア 座席数 27席以上（補助席を除く。）及び車椅子・バギー固定スペース5台以上
イ 装備品 車椅子昇降用リフト、車椅子・バギー固定用金具及び座席用幅広胸ベルト

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成31年3月15日（金）から同月20日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロード

ドすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第40号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月15日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び数量

北海道函館養護学校通学用バス借上運行業務

- ア Aコース（1日3便） 114日
イ Aコース（1日2便） 88日
ウ Bコース（1日3便） 114日
エ Bコース（1日2便） 88日

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成31年北海道教育庁渡島教育局告示第39号に規定する北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階401号会議室

（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時 平成31年3月26日（火）午後2時（送付による場合は、同月25日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成31年2月8日付け北海道教育庁渡島教育局告示第11号

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

- (2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

旭川方面	警 察 署	29	62	583	282	956	71	1,027
	計	48	103	745	335	1,231	136	1,367
釧路方面	本 部	23	44	181	51	299	65	364
	警 察 署	24	47	523	291	885	60	945
	計	47	91	704	342	1,184	125	1,309
北見方面	本 部	16	34	104	19	173	48	221
	警 察 署	15	29	256	119	419	30	449
	計	31	63	360	138	592	78	670
合 計		452	824	5,986	3,372	10,634	1,278	11,912

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。
2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月15日

北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫

北海道公安委員会規則第5号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第6条の3第4号中「関すること」の次に「（他の部の所掌に属するものを除く。）」を加える。
第9条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
（3）警察装備のうち銃器及び弾薬に関すること。
第20条の8中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
（7）手口捜査に関すること。

第20条の11中第2号を削り、第3号を第2号とする。
第36条の6第2項中「災害等対策」を「災害対策」に改め、「事務」の次に「（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第142号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月15日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
（1）デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。） 一式
（2）調達台数及び調達予定数量 77台及び1月当たり 1,676,000枚
- 落札を決定した日
平成31年3月1日
- 落札者の氏名及び住所
（1）氏 名 株式会社三好商会
（2）住 所 札幌市中央区大通西18丁目1
- 落札金額
（1）基本料金一式 0円
（2）複写料金1枚以上1枚当たり 0.68円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成31年1月11日付け北海道警察本部告示第5号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
（1）名 称 北海道警察本部総務部会計課
（2）所在地 札幌市中央区北2条西7丁目